

平成 26 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 岡 山 製 紙
代 表 者 名 代表取締役社長 津川 孝太郎
(コード番号 3892・JASDAQ)
問 合 せ 先
役職・氏名 取 締 役 永 井 健 司
 総 務 経 理 部 長
電 話 (086-262-1101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 7 月 14 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 26 年 8 月 27 日開催予定の当社第 173 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

社外取締役および社外監査役に適切な人材を広く招聘できる環境を整備し、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役および社外監査役との責任限定契約の締結を可能とする定款変更を行うものであります。

なお、社外取締役との責任限定契約の定めの新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (1)社外取締役との責任限定契約の定めを追加するため、変更案第 22 条(社外取締役との責任限定契約)の新設を行うものであります。
- (2)社外監査役との責任限定契約の定めを追加するため、変更案第 29 条(社外監査役との責任限定契約)の新設を行うものであります。
- (3)上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙(現行定款・変更案対照表)のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 8 月 27 日(水曜日)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 8 月 27 日(水曜日)

以 上

現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(新 設) 第22条～第27条 (条文省略)	(社外取締役との責任限定契約) <u>第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
(新 設) 第28条～第32条 (条文省略)	第23条～第28条(現行どおり) (社外監査役との責任限定契約) <u>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>